

窓口提出書類チェックシート

- 令和7年度の入所のしおりをよく確認し、必要書類の提出をお願いします。
- すべての証明書類の証明日の有効期間は、証明日から起算して3か月後の末日までです。
- 太枠内にチェックしてください。

【必要な書類】

		書 類		チェック			
1	子どものための教育・保育給付認定申請書兼認可保育施設利用申込書 ※記入例を見ながら記入してください。	児童一人につき1枚必要です					
2	児童健康票（※児童にアレルギーが有る場合は検査結果の写し等を添付してください。）	児童一人につき1枚必要です					
3	令和7年度保育施設利用申込みに関する確認事項	児童一人につき1枚必要です					
両親の場合は父母それぞれ必要				父	母		
4	保育が必要な事を証明する書類（父母それぞれ必要）	就 労	会社員等	就労証明書 ※証明日は必ず記載			
			就労内定				
			自営業 フリーランス	①就労証明書 ②自営業用就労状況報告書 ③確定申告書の写し ※③が提出できない場合は、開業届の写し、営業許可証の写し、給与3か月分の写しから1点			
			妊娠・出産	母子健康手帳の写し (表紙、出産予定日が明記されたページ)			
			疾病	①疾病（障害）状況申告書 ②医師の診断書の写し			
			障害	①疾病（障害）状況申告書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し			
			看護等	①介護（看護）状況申告書 ②身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ※②が提出できない場合は医師の診断書の写し、介護保険被保険証の写しから1点			
			誓約書 (求職活動中)	こども支援課窓口で配布又はホームページからダウンロード可能			
			就学	①就学状況申告書 ②在学証明書、学生証の写し、合格通知書から1点 ③時間割（カリキュラム）表（1週間と年間のスケジュールがわかるもの） ※③が提出できない場合は、①でスケジュールの作成が必要			
	災害復旧	被災証明書等					

【該当する方のみ提出する書類】

項 目	必要書類	チェック
離婚を前提に保護者が別居している場合	裁判所の呼び出し状、弁護士の意見書、内容証明の郵便等	
同居者が十分保育できない場合 ※書類の提出がない場合は、入所指数が減算になります。（同居者の年齢が令和7年4月1日時点で70歳以上の場合を除く。）	保育が必要な旨の証明書	
同居者の中に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる場合	手帳の写し	
同居者の中に、特別児童扶養手当又は障害年金の給付を受けている方がいる場合	受給者証の写し	
集団保育可能で、かつ集団保育を必要とする障害児	医師の診断書等の写し	